

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日に当たるときは、
の翌日)

目次

◆規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

◆公布された規則のあらまし

◆鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとした。
(別表関係)

四 金等 の漁場改良に必要な機具	三 取設得等の漁船の必須改良、保管資造船金成修又は施	二 上 百 建 造 等 に 必 要 な 資 金 の 漁 船 以 往	一 なに建漁未十 資必造船二十 金要等のノント			資 金 の 種 類		利 子 補 給 率 (パーセント)
			分船 の体 資金等 以外に 必部	な建漁十 資造船二十 金等のノント に船未十 必體上 要の二	要の十 な建漁十 資造船二十 金等のノント に船未十 必體上 要の二	現行	改正後	
年二・八	年二・八	年一・七五	年二・八	年二・八	年三・八	現行	改正後	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合
年二・七五	年二・七五	年一・七	年二・七五	年二・七五	年三・七五	現行	改正後	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
年二・六	年二・六	年一・五五	年二・六	年二・六	年三・六	現行	改正後	貸し付ける漁業協同組合等が他
年二・五五	年二・五五	年一・五	年二・五五	年二・五五	年三・五五	現行	改正後	漁業協同組合等が他の場合
年一・八	年一・八	年一・七五	年二・八	年二・八	年三・八	現行	改正後	に等が漁業協同組合連合会
年一・九五	年一・九五	年一・七	年二・七五	年二・七五	年三・七五	現行	改正後	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合
年〇・九五	年〇・九五	年一・七五	年二・八	年二・八	年三・八	現行	改正後	農林中央金庫が漁業協同組合等に貸し付ける場合
年〇・九五	年〇・九五	年一・七	年二・七五	年二・七五	年三・六	現行	改正後	協同組合等に貸し付ける場合
年〇・九五	年〇・九五	年一・五五	年一・六	年二・六	年三・五五	現行	改正後	
年〇・九五	年〇・九五	年一・五	年二・五五	年二・五五	年二・五五	現行	改正後	

五 漁具(総トン数百 トン未満の漁船に係る ものに限る。)及び養 殖施設等の取 得に必 要な資 金	年二・八							
	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五
六 育成に必 要な資 金	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五
七 漁村情報処理、造 成施設等の改 良、造成又は取 得に必要な資 金	一	一	一	一	一	一	一	一
八 漁場改良造成施設に 必要な資金	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五
九 改良造成又は取 得に必要な資 金	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五
十 漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五	年二・八	年二・七五	年二・六	年二・五五

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

三 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業經營維持安定資金に係る貸付利率を現行「年五パーセント以内」から「年四・八パーセント以内」に引き下げるのこととした。

(第二条関係)

二 漁業經營維持安定資金に係る利子補給率を現行「年三・三パーセント」から「年三・一五パーセント」に引き下げるのこととした。(第四条関係)

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

四 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業經營安定資金に係る貸付利率を現行「年六パーセント以内」から「年五・七パーセント以内」に引き下げるのこととした。

(第二条関係)

二 漁業經營安定資金に係る利子補給率を現行「年二・三パーセント」から「年二・二五パーセント」に引き下げるのこととし

た。(第四条関係)

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

四 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中「年三・八パーセント」を「年三・七五パーセント」に、「年三・六パーセント」を「年三・五五パーセント」に、「年二・八パーセント」を「年二・七五パーセント」に、「年二・六パーセント」を「年二・五五パーセント」に、「年一・七五パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年一・八パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業近代化資金については、なお従前の例に

鳥取県規則第六十四号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年五パーセント以内」を「年四・八パーセント以内」に改める。

第四条中「年三・三パーセント」を「年三・一五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

よる。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第
五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年六パーセント以内」を「年五・七パーセント
以内」に改める。

第四条中「年二・三パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金
利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき利子補給
について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金については、なお
従前の例による。